

# 住宅性能証明

## 【新築】

住宅性能証明は、設計審査にて基準の適合を確認した後に現場検査を行い全ての検査終了後に住宅性能証明書を交付することとなります。

### 設計審査

申請書（委任状含む）、設計内容説明書、付近見取り図、一般図（配置図、平面図、立面図等）と併せて『耐震性能<sup>※1</sup>』、『省エネルギー性能<sup>※2</sup>』、『高齢者等配慮対策<sup>※3</sup>』のいずれかへの適合が確認できる図書<sup>※4</sup>を提出してください。

- ※1 耐震等級は等級2以上または免震建築物
- ※2 省エネルギー性能基準は、ZEH水準（断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上）
- ※3 高齢者等配慮対策等級3以上
- ※4 設計住宅性能評価書、フラット3S適合証明書、長期優良住宅技術的審査適合書等により審査の省略が可能

### 中間検査

設計審査終了時には、証明書等は発行されません。  
審査担当者から設計審査終了の旨お伝えしますので、検査工程に進んでください。  
検査時に必要な図書として弊社HPにあります施工状況報告書に必要事項を記入の上、Web申請の方は事前にキコネットにアップロードしてください。  
紙申請の方は検査当日、現場にお持ちください。  
検査日が決まりましたら、キコネット、もしくは検査予約表にて検査の予約を行い、検査当日の現場立会いをお願いいたします。  
その他検査時に、納品書、出荷証明書等で設計図と整合が確認できる書類や隠ぺい部の写真等が必要となる場合がありますので必要に応じご準備ください。

#### 【耐震性】

- ① 基礎配筋
- ② 柱、はり及び筋かい等の建て方

#### 【省エネルギー性能】

- ① 断熱材の施工状況

#### 【高齢者等配慮対策】

- ① 手すり等の下地

（竣工検査へ続く）

### 竣工検査

中間検査同様に検査の手続きおよび資料等の準備を行ってください。

#### 【耐震性】

- ① 構造に関する変更の有無の確認  
基準法の検査済証により検査省略も可能

#### 【省エネルギー性能】

- ① 仕上げ材の施工状況

#### 【高齢者等配慮対策】

- ① 通路幅、段差の有無等の適合確認

### 交付

竣工検査合格後、新築建物の家屋番号が確認出来る謄本の写し等を提出してください。謄本確認後に証明書の交付となります。